

令和2年度 公立大学法人長野大学における公的研究費不正防止計画

令和2年8月25日 不正防止計画推進会議決定

No.	区分	不正を発生させる要因	不正行為防止計画
1	意識向上	研究者倫理意識が低いことで、研究不正が発生する。	研究者倫理に関する意識の向上を推進する。
2	意識向上	研究倫理教育が不定期に実施される、研究倫理教育の機会が提供されないことで、研究者倫理意識が醸成されない。	研究倫理教育を定期的に行う。
3	ルール	研究の質を担保する体制がないことで、研究の公正性を証明できない。	研究の質を担保する取組を推進する。
4	体制	機関として不正防止の取組がされず、個人のモラルに任されている。	不正行為防止計画を策定・実施する。
5	体制		不正行為防止に係る情報共有を推進する。